

設備総合保守点検業務委託共通仕様書

1 委託件名

設備総合保守点検業務委託

2 委託場所

草加市柿木町261番地1
草加市総合福祉センターであいの森

3 委託期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

4 支払方法

各業務別の仕様書による

5 適用範囲

本仕様書は、設備保守点検業務に関する共通事項を定めたものであり、業務実施にあたっては、各々の業務内容の項目に従って、業務別に仕様書を定める。各業務別の仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

6 業務内容

- (1) 集中制御装置保守点検業務委託
- (2) 空調設備保守点検業務
- (3) 給排水・給湯・受水槽関係保守点検業務委託
- (4) 消防設備保守点検業務委託
- (5) 自動ドア保守点検業務委託
- (6) 電気給湯器保守点検業務委託
- (7) エレベーター保守点検業務委託
- (8) 中水・浴用濾過装置保守点検業務委託

7 用語の定義

- (1) 業務責任者とは、本業務について責任を有する乙の職員をいう。
- (2) 業務担当者とは、本業務に従事する乙の職員をいう。
- (3) 業務従事者とは、業務責任者及び業務担当者をいう。

8 乙の服務

(1) 法令等の遵守

受託業務の実施にあたっては、関係諸法令及び関係規定等に基づき、常に善良な

る管理者の注意をもって安全に対し、適切な管理を行うこととする。

(2) 信用失墜行為の禁止

乙及び業務従事者は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

9 乙の業務管理

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施現場の管理運営に必要な知識・技能・資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、書面をもって甲の監督職員に届け出て承認を得るものとする。なお、業務責任者が交代した時も同様とすることとする。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務担当者を指揮監督することとする。

(4) 業務担当者の資格

乙は、業務の内容に応じて必要な知識・技能・資格を有する者を業務担当者としなければならない。

(5) 業務担当者の代替要員

乙は、業務担当者が不測の事態により勤務に就けない場合を考慮し、あらかじめ代替要員を確保しておくものとする。

(6) 制服・名札等の着用

乙は、各業務従事者にふさわしい制服を着用させるものとする。

(7) 業務従事者への教育

乙は、その責任と負担において業務従事者に対して業務に必要な教育訓練・研修等を実施するものとする。

(8) 業務従事者の健康管理

乙は、業務従事者に健康診断を受診させ、その結果を甲に報告しなくてはならない。

(9) 労災保険の適用

業務従事者に対する労働災害時の労働保険の適用は、乙の負担とする。

(10) その他

乙は、業務従事者に対して民法・労働基準法、その他法律・法令等に規定されている事業主、使用者としての全面的な（業務に関する給与、労働条件、健康保険法、労働災害補償等）責任を負うものとする。

10 業務運用

(1) 年間業務予定表及び月次業務実績表の提出

乙は、業務の実施に先立ち、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務予定表を甲に提出し、甲の承諾を得るとともに、当該予定表に基づく月次業務実績表を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。

(2) 業務完了報告書の提出

- ① 乙は、業務終了後直ちに業務実施状況を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。
- ② 乙は、甲が求めた時は、実施前・実施中・実施後の状況が明確に判断できるようなカラー写真の撮影を行い提出しなければならない。

(3) 使用機材の承認

乙は、業務の実施に先立ち使用する機材等について、甲に提示し承認を得なければならない。

(4) 使用機材の点検と管理

乙は、業務に使用する機材等について、常に適切に点検管理し、本業務遂行にあたって支障のないよう注意しなければならない。

(5) 発生材の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物及びその他の不用品は、乙の責任において搬出処分する。

(6) 軽微な変更への協力

施設内のレイアウト変更により軽微な配線等の変更があった場合は、積極的に協力すること。

(7) 水道、電気等の使用

水道、電気等の使用については、必要最小限に止める。

(8) その他の関連業務

乙は、関連業務として以下の業務を行うものとする。

- ① 建物及び従物・諸設備の微小修繕・調査点検
- ② 監督官庁検査時の連絡調整及び立ち会い
- ③ 法令等に定められた諸報告及び定期報告書の作成

11 負担区分

(1) 甲の負担

本委託業務に必要な光熱水費については、甲が負担することとする。

(2) 乙の負担

- ① 点検に要する機械器具及び資材等は、乙が負担することとする。
- ② 簡単な処理（コンセント、スイッチ、パッキン等）は、乙が負担する。
- ③ 記録に係る用紙等は、乙が負担することとする。

12 損害予防処置等

(1) 災害及び公害の防止

業務の実施に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、次の事項を守らなければならない。

- ① 第三者及び甲に危害・損害を及ぼしてはならない。
- ② 公害の防止に努めなくてはならない。
- ③ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合

処理については、甲の担当職員と協議しなくてはならない。

(2) 事故発生の処置

乙は、事故の早期発見及び予見に努め、各業務上、緊急と認められる時は、臨機の措置を行う。また、事故の発生原因・経過及び事故による被害状況等について速やかに甲に報告しなければならない。

13 損害賠償

- (1) 乙又は業務従事者が本契約の条項に違反し、若しくは本業務に関して甲の信用を害し、あるいは業務中に甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、業務従事者が本業務に関し、甲の預託した鍵を紛失した場合鍵の変更に伴う全ての修理実費及び鍵の紛失に起因する盗難等の事故による損害を補償するものとする。

14 疑義の決定

本仕様書及び各業務仕様書に定めない事項で本委託業務に関する業務については、受託者として誠実に対処することとする。ただし、その内容に疑義のある場合は、甲と協議のうえ、決定するものとする。

15 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

16 問い合わせ先

草加市総合福祉センターであいの森 担当：能城

電話 048(936)2791

集中制御装置保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の自動集中制御装置盤、制御記録装置に関連した保守点検及び清掃を作業工程表を作成のうえ行うこと。

2 対象機器

① 蓄熱槽制御	1セット	⑧ FCU制御 (Aパターン)	2セット
② 空調機制御	6セット	⑨ FCU制御 (Bパターン)	5セット
③ 水槽制御	1セット	⑩ FCU制御 (Cパターン)	7セット
④ 消火系統	1セット	⑪ FCU制御 (Dパターン)	2セット
⑤ 受水槽 (上水)	1セット	⑫ ファン発停制御	4セット
⑥ 貯湯槽	2セット	⑬ 自動制御盤 (補助機器)	
⑦ セントラルシステム周辺機器		⑭ セントラルシステム本体	

3 保守点検及び清掃内容

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 自動集中制御盤保守点検 (無停電源装置含) | ・・・総合点検及び外観点検を各年1回実施 |
| ② 制御記録装置保守点検 | ・・・総合点検及び外観点検を各年1回実施 |
| ③ 各種自動弁関係保守点検 | ・・・年2回実施 |
| ④ 各種自動制御盤保守点検 | ・・・総合点検及び外観点検を各年1回実施 |
| ⑤ 冷暖房切り替え時の設定作業 | ・・・年1回実施 |
| ⑥ 各機器との関連動作確認 | ・・・年1回実施 |

4 支払方法

業務完了払い

空調・給湯設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の電気系統、動力系統、配管系統等の保守点検及び清掃を作業工程表を作成のうえ行うこと。

2 対象機器

- ① 空冷式チラーユニット×2台
(UWVY2360B5CR)
- ② ユニット型空気調和機×1台
(AHC75F)
- ③ ユニット型空気調和機×2台
(UAVZ10AR)
- ④ ユニット型空気調和機×3台
(UAVZ15AR)
- ⑤ 床置き型ファンコイルユニット×12台
- ⑥ 天井設置型ファンコイルユニット×35台
- ⑦ ビルマルチ型空気調和器 (室内機) ×13台
(室外機) ×6台

3 保守点検及び清掃内容

- ① 機械設備保守点検 (チラー・エアハンドリング等)
・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- ② 配管設備保守点検 (冷温水及び各部屋への配管・バルブ類等)
・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- ③ ダクト設備保守点検 (AHU系統空調ダクト等)
・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- ④ 換気設備保守点検 (給排気ファン及びロスナイ系統ダクト等)
・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- ⑤ 各種エアフィルター清掃 ・・・年2回実施
- ⑥ 冷温水ポンプ (1次・2次) 保守点検 ・・・総合点検及び外観点検を各年1回実施
- ⑦ 冷暖房切り替え ・・・冷暖房時に各1回実施
- ⑧ ヒートポンプ温水器関係保守点検 ・・・総合点検及び外観点検を各年1回実施
- ⑨ 業務用冷凍空調機器点検業務
・・・フロン排出抑制法の対象となる空調機器等の点検及び報告書の作成

(参考：業務用冷凍空調機器点検業務の対象機器)

品名	数量
ヒートポンプチラー (圧縮機 30KW×2台)	2台

- 4 支払方法
業務完了払い

給排水・給湯・受水槽関係保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の電気系統、配管系統等の保守点検及び清掃と上水系受水槽水質分析検査を行うこと。

また、汚泥等処理については manifests を作成し適正に処理を行うこと。

2 対象機器

- | | | |
|-----------------------|----------|---------------|
| ① 給水設備 | ④ 上水系受水槽 | ⑦ 地下ピット内水中ポンプ |
| ② 給湯設備貯湯槽 | ⑤ 中水系受水槽 | ⑧ 雨水ストレーナー |
| ③ 汚水雑排水管及び
雨水排水桝系統 | ⑥ 雨水貯留槽 | |

3 保守点検及び清掃内容

(1) 給排水・給湯設備関係

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 給水設備保守点検 (ポンプ類含む) | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
| ② 給湯設備保守点検 (ポンプ類含む) | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
| ③ 貯湯槽保守点検 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
| ④ 貯湯槽清掃、消毒 | ・・年1回実施 |

※ 容量40トン 有効32トン 4.0×5.0×2.0m

- | | |
|-----------------|---------|
| ⑤ 汚水雑排水管、水槽、桝清掃 | ・・年1回実施 |
|-----------------|---------|

(2) 受水槽設備関係

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 上水系受水槽保守点検 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
| ② 上水系受水槽清掃、消毒 | ・・年1回実施 |

※ 容量48トン 有効40.5トン 4.0×6.0×2.0m

- | | |
|---------------|----------------------|
| ③ 上水系受水槽水質検査 | ・・年4回実施 (レジオネラ菌・大腸菌) |
| ④ 中水系受水槽保守点検 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
| ⑤ 中水系受水槽清掃、消毒 | ・・年1回実施 |

※ 容量10トン 有効8トン 2.0×2.5×2.0m

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| ⑥ 雨水貯留槽保守点検及び清掃 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施
清掃は年1回実施 |
|-----------------|--------------------------------|

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ⑦ 地下ピット清掃及び
水中ポンプ保守点検 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施 |
|--------------------------|--------------------|

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ⑧ 雨水ストレーナー保守点検
及び清掃 | ・・総合点検及び外観点検を各1回実施
清掃は年2回実施 |
|------------------------|--------------------------------|

4 支払方法

業務完了払い

消防設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 自動火災報知設備保守点検 | ⑤ 防排煙設備保守点検 |
| ② 非常用放送設備保守点検 | ⑥ 自家発電設備保守点検 |
| ③ 消火器具設備保守点検（消火器31本） | ⑦ 屋内消火栓設備保守点検 |
| ④ 誘導灯設備保守点検 | ⑧ 防火対象物定期点検報告 |

2 点検方法

保守点検有資格者（第1種及び第2種）により、法の規定に基づき機能を適正に保守し、非常災害時の対応に万全を期せるものとする。

3 点検回数

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 総合点検（外観点検及び機能点検含む） | ・・・年1回実施 |
| ② 外観点検及び機能点検 | ・・・年1回実施 |

4 点検記録の提出

点検事項は、法に定められた点検結果報告書に記載し、その都度提出する。

5 点検終了後、点検結果報告書を消防署に提出する。

6 委託項目の中での法的手続き及び費用は、全て含むものとする。

7 支払方法

業務完了払い

自動ドア保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

(1) 定期点検・・・年1回実施

対象装置・・・ナブコシステム(株)製自動ドアDS型2台

(2) 部品及び機器の修理、取り替え及び調整

点検を通じて機器の維持機能に必要とした場合は、直ちに部品の修理若しくは取り替え、調整を行う。

(3) 故障

故障が生じた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。

2 支払方法

業務完了払い

電気給湯器保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

(1) 保守点検対象機種・台数

- ① ET-12N4BJR-BT 2台 (小型給湯器 (事務所給湯室・囲碁将棋室))
- ② ETC45BJS220A0 1台 (大型給湯器 (大集会室))
- ③ ET-20N1 1台 (中型給湯器 (厨房))

(2) 保守範囲

- ① 湯槽内部の清掃
- ② 自動給排水の点検
- ③ 各接続部水漏れ点検
- ④ 電源電圧測定
- ⑤ 電流値測定 (ヒーター抵抗値測定)
- ⑥ ヒーター絶縁値測定
- ⑦ 配線接続部点検
- ⑧ 機能・作動点検

2 実施時期

年1回実施

3 実施時間

委託者の営業時間内。但し、特定場所については委託者の指定する時間に実施するものとする。

4 支払方法

業務完了払い

エレベーター保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

油圧エレベーターの運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、計画的に技術員を派遣し、適切な点検とプログラム整備を行い、必要と判定した場合は修理または取替を行うこと。

2 対象機器

- (1) 乗用昇降機 1台 (積載荷重600kg 定員9人)
- (2) 寝台用昇降機 1台 (積載荷重750kg 定員11人)

3 保守点検

(1) 定期点検 (年4回)

巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判定し異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置を行うこと。

(2) 定期整備 (年3回以上)

① プログラム設備

装備の移動状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。

② 不具合対策

定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。

(3) 定期点検、定期整備の対象

① 機械室関係

- | | |
|------------------|-----------|
| ア パワーユニット及びタンク廻り | エ オイルクーラー |
| イ ポンプ及び電動機 | オ 漏油回収装置 |
| ウ 受電機、制御盤、信号機 | |

② 出入口関係

- ア 各階インジケーター
- イ 各階ドア及びロック装置
- ウ 各階押ボタン

③ 乗りかご関係

- | | |
|-------------------|----------|
| ア かご廻り各機器及び非常止め装置 | エ 外部連絡装置 |
| イ ドア開閉機構 | オ 停電灯 |
| ウ 運転盤 | |

④ 昇降機関係

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア ガイドレールプラケット | カ テールコード |
| イ 油圧ジャッキ装置 | キ 緩衝装置 |
| ウ ロープ (チェーン) | ク プーリー (スプロケット) |
| エ 各階ドア装置 | ケ ガバナロープ |
| オ 各リミットスイッチ及び着床装置 | |

(4) 特別整備

- ① 検査立会い
建築基準法に基づく定期検査に立会いを行うこと。
- ② 故障対策
24時間出動体制をとり不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。
- ③ 修理、取替
装置、機器に対し必要と認めた場合は修理または取替を行うこと。

(5) 修理または取替明細

- ① 機械室関係
 - ア パワーユニット・・・ニアプリーザーストレーナ・高圧ゴムホース圧力計・カムスイッチ・作動油・圧力調整バルブ・方向制御バルブ・流量制御バルブ、取替
 - イ ポンプ及び発動機・・・巻線替・ベアリング類・オイルシール類、取替
 - ウ 受電盤・制御盤及び信号盤・・・計機類・コイル・コンデンサー類・抵抗類
半導体類取替・リレースイッチ類、取替
 - エ 漏油回収装置・・・油量検出スイッチ・ポンプモーター、取替
- ② 出入口関係・・・ハンガーローラー・ハンガーレールシュー関係・ドアクローザー・ドアスイッチ・ドアロック機構、押ボタンスイッチ類インジケーター用ランプ・ソケット・シニード、取替・修理
- ③ 乗りかご関係・・・運転盤関係ソケット及び各スイッチ類、ドアマシン関係・ドアマシン位置スイッチ、ドアハンガーローラー・ハンガーレールシュー関係・ガイドシュー・ガイドローラー・ブリーカーライトの修理・非常停止装置押装置用スイッチ類・光電装置機構部品取替
- ④ 昇降機関係・・・テールコード・チェーン・ガバナロープ・スプロケット・各スイッチ類・緩衝機・ベアリング類・シリンダー部・ブランジャー部・グラン部・パッキン及びオイルシール・Oリング類、取替
- ⑤ その他・・・一般配線・配管・インターホン、修理・取替

(6) 除外工事

- ① 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、ゴムタイル、シル、その他）の清掃
- ② 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、運転盤カバー、その他）の塗装及びメッキ直し
- ③ 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、ゴムタイル、シル、その他）の修理及び取替
- ④ 修理取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事

4 負担区分

(1) 点検・清掃及び注油に必要な消耗品、油脂類は受託者負担とする。

(2) 点検に必要な電力・水及び電話料金等、委託業務における必要最小限のものについては、委託者の負担とする。

5 緊急停止の復旧

地震・災害等で一時的に停止した場合は、早急に復旧業務を行う。

6 支払方法

業務完了払い

中水・浴用濾過装置保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の電気系統（制御盤）、配管系統等の保守点検及び清掃と浴用濾過水分析検査を行うこと。

2 対象機器

- ① 浴用活水ろ過装置 SFB-3011AEF型 ×1台
- ② 中水ろ過装置 SFR-7014AER型 ×1台
- ③ 滅菌装置 NFF01-PADL ×1台
- ④ 水位計 100A型 ×2台

3 保守点検及び清掃内容

① 中水装置関係

- (a) 中水濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- (b) 中水濾過装置濾材洗浄・・・年1回実施
- (c) 中水濾過装置濾材交換・・・年1回実施
- (d) 自動滅菌装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施

② 浴用濾過装置関係

- (a) 浴用濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- (b) 浴用濾過装置濾材洗浄・・・年1回実施
- (c) 浴用濾過水分析検査・・・年4回実施（レジオネラ菌・大腸菌）
- (d) 活水濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- (e) 活水濾過装置濾材交換・・・年1回実施
- (f) 滅菌装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- (g) 水位計保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
- (h) 浴槽配管保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
配管清掃（浴槽と濾過器を結ぶ配管及び、ストレーナの清掃）

4 事故報告

各設備に異常が発生したときは、速やかに適切な処置を行い、施設担当者へ報告すること。

5 業務完了報告書

各業務完了後、速やかに業務完了報告書を各作業工程の写真を貼付の上、施設担当者へ提出すること。

6 支払方法
業務完了払い

設備総合保守点検業務委託共通仕様書

1 委託件名

設備総合保守点検業務委託

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3
草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日
まで

4 支払方法

各業務別の仕様書による。

5 適用範囲

本仕様書は、設備保守点検業務に関する共通事項を定めたものであり、業務実施にあたっては、各々の業務内容の項目に従って、業務別に仕様書を定める。各業務別の仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

6 業務内容

- (1) 地下水槽及び水中ポンプ点検清掃
- (2) エレベーター保守点検
- (3) 空調換気扇設備保守点検
- (4) 固体蓄熱式電気温水発生機保守点検
- (5) 自動ドア保守点検業務
- (6) 消防設備保守点検
- (7) 照明制御装置保守点検
- (8) 水道加圧装置、受水槽及び貯湯槽保守点検
- (9) ソーラーシステム保守点検
- (10) 貯湯槽廻り及び補給水弁自動制御機器保守点検
- (11) 特殊入浴装置保守点検
- (12) 浴槽ろ過設備保守点検
- (13) 排水管高圧洗浄業務
- (14) 冷暖房設備保守点検
- (15) 床暖房設備保守点検

(16) 水質管理

7 用語の定義

- (1) 業務責任者とは、本業務について責任を有する乙の職員をいう。
- (2) 業務担当者とは、本業務に従事する乙の職員をいう。
- (3) 業務従事者とは、業務責任者及び業務担当者をいう。

8 乙の服務

(1) 法令等の遵守

受託業務の実施にあたっては、関係諸法令及び関係規定等に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって安全に対し、適切な管理を行うこととする。

(2) 信用失墜行為の禁止

乙及び業務従事者は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

9 乙の業務管理

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施現場の管理運営に必要な知識・技能・資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、書面をもって甲の監督職員に届け出て承認を得るものとする。なお、業務責任者が交代した時も同様とすることとする。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務担当者を指揮監督することとする。

(4) 業務担当者の資格

乙は、業務の内容に応じて必要な知識・技能・資格を有する者を業務担当者としなければならない。

(5) 業務担当者の代替要員

乙は、業務担当者が不測の事態により勤務に就けない場合を考慮し、あらかじめ代替要員を確保しておくものとする。

(6) 制服・名札等の着用

乙は、各業務従事者にふさわしい制服を着用させるものとする。

(7) 業務従事者への教育

乙は、その責任と負担において業務従事者に対して業務に必要な教育訓練・研修等を実施するものとする。

(8) 業務従事者の健康管理

乙は、業務従事者に健康診断を受診させ、その結果を甲に報告しなくてはならない。

(9) 労災保険の適用

業務従事者に対する労働災害時の労働保険の適用は、乙の負担とする。

(10) その他

乙は、業務従事者に対して民法、労働基準法、その他法令等に規定されている事業主、

使用者としての全面的な（業務に関する給与、労働条件、健康保険法、労働災害補償等）責任を負うものとする。

10 業務運用

(1) 年間業務予定表及び月次業務実績表の提出

乙は、業務の実施に先立ち、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務予定表を甲に提出し、甲の承諾を得るとともに、当該予定表に基づく月次業務実績表を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。

(2) 業務完了報告書の提出

① 乙は、業務終了後直ちに業務実施状況を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。

② 乙は、甲が求めたときは、実施前・実施中・実施後の状況が明確に判断できるようにカラー写真で撮影を行い、提出しなければならない。

(3) 使用機材の承認

乙は、業務の実施に先立ち使用する機材等について、甲に提示し、承認を得なければならない。

(4) 使用機材の点検と管理

乙は、業務に使用する機材等について、常に適切に点検・管理し、本業務遂行にあたって支障のないよう注意しなければならない。

(5) 発生材の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物その他の不用品は、乙の責任において搬出処分する。

(6) 軽微な変更への協力

施設内のレイアウト変更により軽微な配線等の変更があった場合は、積極的に協力すること。

(7) 水道、電気等の使用

水道、電気等の使用については、必要最小限にすること。

(8) その他の関連業務

乙は、関連業務として以下の業務を行うものとする。

① 建物及び従物・諸設備の微小修繕・調査点検

② 監督官庁検査時の連絡調整及び立ち会い

③ 法令等に定められた諸報告及び定期報告書の作成

11 負担区分

(1) 甲の負担

本委託業務に必要な光熱水費については、甲が負担することとする。

(2) 乙の負担

① 点検に要する機械器具及び資材等は、乙が負担することとする。

② 簡単な処理（コンセント、スイッチ、パッキン等）は、乙が負担する。

③ 記録に係る用紙等は、乙が負担することとする。

12 損害予防処置等

(1) 災害及び公害の防止

業務の実施に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、次の事項を守らなければならない。

- ① 第三者及び甲に危害・損害を及ぼしてはならない。
- ② 公害の防止に努めなくてはならない。
- ③ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処理については、甲の担当職員と協議しなくてはならない。

(2) 事故発生の処置

乙は、事故の早期発見及び予見に努め、各業務上、緊急と認められる時は、臨機の措置を行う。また、事故の発生原因・経過及び事故による被害状況等について速やかに甲に報告しなければならない。

13 損害賠償

- (1) 乙又は業務従事者が本契約の条項に違反し、若しくは本業務に関して甲の信用を害し、或いは業務中に甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、業務従事者が本業務に関し、甲の預託した鍵を紛失した場合の鍵の変更に伴う全ての修理実費及び鍵の紛失に起因する盗難等の事故による損害を補償するものとする。

14 疑義の決定

本仕様書及び各業務仕様書に定めない事項で本委託業務に関する業務については、受託者として誠実に対処することとする。ただし、その内容に疑義のある場合は、甲と協議のうえ、決定するものとする。

15 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講

じること。

- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

16 問い合わせ先

草加市在宅福祉センターきくの里 担当：横山
電話 048（929）3611

地下水槽及び水中ポンプ点検清掃業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による地下水槽及び水中ポンプの点検、清掃を行う。

- ・雨水沈砂槽
- ・雨水集水槽
- ・雨水抑制槽
- ・湧水槽
- ・雨水沈砂槽排水ポンプ 2台
- ・雨水排水ポンプ 2台
- ・湧水排水ポンプ 2台

2 支払方法

業務完了払い

エレベーター保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

監視装置による遠隔定期診断と定期的な技術員の巡回点検によりエレベーター各部の検査・点検、必要に応じた調整、注油等を行う。

- (1) 定期検査及び報告 年1回
- (2) 定期点検及び整備 年3回
- (3) 遠隔監視診断

24時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には、出勤、対策を行うものとする。

① 監視項目

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・ 閉じ込め故障 | ・ 起動不能故障 | ・ 安全装置動作 |
| ・ 電源系統異常 | ・ 走行異常 | ・ ドア開閉異常 |

② 診断項目

- | | | |
|-----------|--------------|----------|
| ・ 接触器動作状態 | ・ 制御用マイコンの状態 | ・ ドア開閉状態 |
| ・ かご着床状態 | ・ 運転性能 | |

2 対象機器

HITACHI 交流式中速エレベーター UAP-11-CO45 1台

3 支払方法

業務完了払い

空調換気扇設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年2回、技術員による点検、清掃を行う。

2 対象機器

- ・ LGH-25CS2 5台
- ・ LGH-35CS2 1台
- ・ LGH-50CS2 4台
- ・ LGH-65CS2 2台
- ・ 脱衣室換気扇VD-20ZC5型 1台
- ・ 厨房大型換気扇 1台

3 点検、清掃内容及び回数

○送風機

- | | |
|---------------|---------------|
| 軸受の点検 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| 電動機の絶縁測定 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| 送風機の汚れ点検、清掃 | 集中点検・清掃年1回 |
| 吸込・吹出口汚れ点検、清掃 | 集中点検・清掃年1回 |
| ダンパーの動作確認 | 集中点検年1回 |

○電気系統

- | | |
|-----------|---------------|
| リレーの点検 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| ヒューズの劣化点検 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| サーミスタの点検 | 集中点検年1回 |
| 制御回路の点検 | 集中点検年1回 |
| 配線の劣化点検 | 集中点検年1回 |

○その他

- | | |
|--------------------|------------------|
| リモコンの動作確認 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| 異音・振動の確認 | 集中点検、通常点検各年1回 |
| フィルターの汚れ点検、清掃 | 集中点検、通常点検・清掃各年1回 |
| ロスナイエレメントの汚れ点検、清掃 | 集中点検・清掃年1回 |
| ドレンパンの汚れ点検、清掃 | 集中点検・清掃年1回 |
| 脱衣室換気扇VD-20ZC5型の清掃 | 年1回 |
| 厨房大型換気扇の清掃 | 年1回 |

4 支払方法

業務完了払い（年2回）

固体蓄熱式電気温水発生機保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による固体蓄熱式電気温水発生機の点検、清掃等を行う。

- ・蓄熱系 総合点検
- ・放熱系 総合点検
- ・制御系 総合点検

2 支払方法

業務完了払い

自動ドア保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による駆動装置、扉懸架部、電気及び検出装置の点検、清掃、調整等を行う。

2 対象自動ドア装置

(1) 正面出入口円形片引き	SOV-150K	2台
(2) 正面横出入口片引き	SOV-100K	1台
(3) 車いす用トイレ片引き	SOV-60K	3台

3 支払方法

業務完了払い

消防設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

- (1) 自動火災報知設備点検
- (2) 誘導灯点検
- (3) 消火器点検（消火器8本）
- (4) 火災報知設備点検

2 点検方法

点検資格者により、法の規定に基づき機能を適正に点検し、非常災害時の対応に万全を期するものとする。

3 点検回数

- (1) 総合点検（外観点検及び機能点検含む） 年1回
- (2) 外観点検及び機能点検 年1回
- (3) 故障時の臨時点検は、その都度行うものとする。

4 事故報告

各設備に異常を発見したときは、速やかに適切な処置を行い、防火管理者に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、法に定められた点検結果報告書に記載し、その都度提出する。

6 点検終了後、点検結果報告書を消防署に提出すること。

7 委託項目の中での法的手続き及び費用は、全て含むものとする。

8 支払方法

業務完了払い

照明制御装置保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による照明制御装置（TOTALINK-L10）の点検、清掃等を行う。

- | | |
|---------------------|--------|
| ・電源部 | 機能外観点検 |
| ・操作部 | 機能外観点検 |
| ・中央処置装置（CPU） | 機能外観点検 |
| ・制御ユニット（個別、グループ） | 機能外観点検 |
| ・フロッピーディスクドライブ | 機能外観点検 |
| ・メッセージプリンター | 機能外観点検 |
| ・監視機能ファシリティ（パネルタイプ） | 機能点検 |

2 支払方法

業務完了払い

水道加圧装置、受水槽及び貯湯槽保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による水道加圧装置、受水槽及び貯湯槽の点検、清掃を行う。

2 支払方法

業務完了払い

ソーラーシステム保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員によるソーラーシステムの点検、清掃を行う。

- ・集熱器本体
- ・架台
- ・循環配管
- ・落水槽
- ・制御装置
- ・その他器具

2 支払方法

業務完了払い

貯湯槽廻り及び補給水弁自動制御機器保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による機器の点検、清掃等を行う。

(1) 貯湯槽廻り自動制御機器の保守点検業務

- ① 固体蓄熱式電気温水発生機との熱交換器の廻り機器
- ② 床暖房設備との熱交換作動器の廻り機器
- ③ ソーラーシステム落水槽の補給水弁作動

(2) 補給水弁自動制御機器の保守点検業務

- ① 雨水集水槽の補給水弁作動

2 支払方法

業務完了払い

特殊入浴装置保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年2回、技術員による特殊入浴装置の点検、清掃等を行う。

- | | | |
|-----------------------|---------|----|
| (1) チェアーインバス 車椅子入浴装置 | HK-850 | 1台 |
| (2) 搬送車 | RA-850 | 2台 |
| (3) マルチリフター 一般浴用段差解消機 | RA-68 | 1台 |
| (4) シャワーチェアー | UC-1167 | 2台 |

2 支払方法

業務完了払い

浴槽ろ過設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年3回、技術員による設備の点検、清掃を行う。

- (1) ろ過装置本体（ポンプ、ろ過材、自動制御装置）
- (2) 薬注器（分解洗浄）

2 対象機器

全自動型積層ろ過装置 IZN-4S5AHBY

3 支払方法

業務完了払い

排水管高圧洗浄仕様書

1 業務内容

年1回、排水管の洗浄を行う。

排水管洗浄箇所

- 1 F 浴室(4箇所)
- 洗濯機置場(2箇所)
- 厨房(6箇所)
- 食堂(2箇所)
- 事務室(1箇所)
- トイレ(5箇所)

- 2 F ホール(1箇所)
- トイレ他(4箇所)

建物まわり横引き管

2 業務完了報告書

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

3 その他

その他必要事項については、協議の上実施するものとする。

冷暖房設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備等の保守点検及び清掃を行う。

2 対象機器及び点検等内容

(1) 保守点検作業

・ R S G Y J 4 5 0 K G	×	2 台	冷暖房開始時の保守点検	年 2 回
・ T S G J 5 6 0 K G	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y S J 1 1 2 K C	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y S J 2 2 K C	×	1 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y F J 8 0 K D	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y F J 7 1 K D	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y F J 5 6 K D	×	3 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y F J 3 6 K D	×	3 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y F J 2 8 K D	×	3 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y C J 2 2 K C	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ F X Y C J 2 8 K C	×	2 台	点検作業	年 2 回
・ S H T Y J 4 0 B	×	1 台	冷暖房開始時の保守点検	年 2 回

(2) 整備作業（フィルター清掃作業）

・ F X Y S J 1 1 2 K C	×	2 台	年 4 回
・ F X Y S J 2 2 K C	×	1 台	年 4 回
・ F X Y F J 8 0 K D	×	2 台	年 4 回
・ F X Y F J 7 1 K D	×	2 台	年 4 回
・ F X Y F J 5 6 K D	×	3 台	年 4 回
・ F X Y F J 3 6 K D	×	3 台	年 4 回
・ F X Y F J 2 8 K D	×	3 台	年 4 回
・ F X Y C J 2 2 K C	×	2 台	年 4 回
・ F X Y C J 2 8 K C	×	2 台	年 4 回

(3) 部品交換・点検作業

・ S H T Y J 1 4 0 B	×	1 台	年 1 回
---------------------	---	-----	-------

(4) 業務用冷凍空調機器点検業務

フロン排出抑制法の対象となる空調機器等の点検及び報告書を作成する。

（参考：業務用冷凍空調機器点検業務の対象機器）

※平成 2 9 年度実施 以降 3 年ごとに実施

品名	数量
氷蓄熱用室外機（圧縮機 3.5KWkw）	2 台
氷蓄熱槽	2 台
室内機	2 2 台

- (5) その他の作業（水入替、タンク内壁清掃）
・ T S G J 5 6 0 K G × 2 台

- 3 支払方法
 業務完了払い

床暖房設備保守点検業務委託仕様書

1 業務内容

年1回、技術員による床暖房設備の点検、清掃等を行う。

- ・床暖房一次 温水循環ポンプ 1台
- ・床暖房二次 温水循環ポンプ 1台
- ・プレート熱交換器 1台 1台
- ・配管及びヘッダー 機能外観点検
- ・制御系 機能外観点検

2 支払方法

業務完了払い

水質管理業務仕様書

1 業務内容

水道法第4条及び埼玉県公衆浴場法施行条例に基づく水質管理業務

- | | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| (1) 飲料水 | (水道法) | 水質検査 | 年2回実施 |
| (2) 浴槽水 | (公衆浴場法) | レジオネラ属菌検査 | 年2回実施 |

2 支払方法

業務完了払い

設備総合保守点検業務委託共通仕様書

1 委託件名

設備総合保守点検業務委託

2 委託場所

草加市新里町106番地6

草加市高齢者福祉センターふれあいの里

3 委託期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

4 支払方法

各業務別の仕様書による

5 適用範囲

本仕様書は、設備保守点検業務に関する共通事項を定めたものであり、業務実施にあたっては、各々の業務内容の項目に従って、業務別に仕様書を定める。各業務別の仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

6 業務内容

- (1) 給排水設備保守点検業務
- (2) 空調設備保守点検業務
- (3) 自動ドア保守点検業務
- (4) 消防設備保守点検業務
- (5) 水質管理業務
- (6) エレベーター保守点検業務
- (7) 太陽光集熱設備保守点検業務
- (8) 太陽光発電設備保守点検業務
- (9) 循環ろ過装置保守点検業務
- (10) 電気給湯器保守点検業務

7 用語の定義

- (1) 業務責任者とは、本業務について資格及び責任を有する乙の職員をいう。
- (2) 業務担当者とは、本業務に従事する乙の職員をいう。
- (3) 業務従事者とは、業務責任者及び業務担当者をいう。

8 乙の服務

(1) 法令等の遵守

受託業務の実施にあたっては、関係諸法令及び関係規定等に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって安全に対し、適切な管理を行うこととする。

(2) 信用失墜行為の禁止

乙及び業務従事者は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

9 乙の業務管理

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施現場の管理運営に必要な知識・技能・資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、書面をもって甲の監督職員に
る。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務担当者を指揮監督することとする。

(4) 業務担当者の資格

乙は、業務の内容に応じて必要な知識・技能・資格を有する者を業務担当者としなければならない。

(5) 業務担当者の代替要員

乙は、業務担当者が不測の事態により勤務に就けない場合を考慮し、あらかじめ代替要員を確保しておくものとする。

(6) 制服・名札等の着用

乙は、各業務従事者にふさわしい制服を着用させるものとする。

(7) 業務従事者への教育

乙は、その責任と負担において業務従事者に対して業務に必要な教育訓練・研修等を実施するものとする。

(8) 業務従事者の健康管理

乙は、業務従事者に健康診断を受診させ、その結果を甲に報告しなくてはならない。

(9) 労災保険の適用

業務従事者に対する労働災害時の労働保険の適用は、乙の負担とする。

(10) その他

乙は、業務従事者に対して民法・労働基準法、その他法律・法令等に規定されている事業主、使用者としての全面的な（業務に関する給与、労働条件、健康保険法、労働災害補償等）責任を負うものとする。

10 業務運用

(1) 年間業務予定表及び月次業務実績表の提出

乙は、業務の実施に先立ち、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務予定表を甲に提出し、甲の承諾を得るとともに、当該予定表に基づく月次業務実績表を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。

(2) 業務完了報告書の提出

- ① 乙は、業務終了後直ちに業務実施状況を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。
- ② 乙は、甲が求めた時は、実施前・実施中・実施後の状況が明確に判断できるようなカラー写真の撮影を行い提出しなければならない。

(3) 使用機材の承認

乙は、業務の実施に先立ち使用する機材等について、甲に提示し承認を得なければならない。

(4) 使用機材の点検と管理

乙は、業務に使用する機材等について、常に適切に点検管理し、本業務遂行にあたって支障のないよう注意しなければならない。

(5) 発生材の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物及びその他の不用品は、乙の責任において搬出処分する。

(6) 施設内のレイアウト変更により軽微な配線等の変更があった場合は、積極的に協力すること。

(7) 水道・電気等の使用については、必要最小限に止める。

(8) その他の関連業務

乙は、関連業務として以下の業務を行うものとする。

- ① 建物及び従物・諸設備の微小修繕・調査点検
- ② 監督官庁検査時の連絡調整及び立ち会い
- ③ 法令等に定められた諸報告及び定期報告書の作成

11 負担区分

(1) 甲の負担

本委託業務に必要な光熱水費については、甲が負担することとする。

(2) 乙の負担

- ① 点検に要する機械器具及び資材等は、乙が負担することとする。
- ② 簡単な処理（コンセント、スイッチ、パッキン等）は、乙が負担する。
- ③ 記録に係る用紙等は、乙が負担することとする。

12 損害予防処置等

(1) 災害及び公害の防止

業務の実施に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに下記の事項を守らなければならない。

- ① 第三者及び甲に危害・損害を及ぼしてはならない。
- ② 公害の防止に努めなくてはならない。

③ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処理については、甲の担当職員と協議しなくてはならない。

(2) 事故発生の処置

乙は、事故・異常の早期発見及び予見に努め、各業務上、緊急と認められる時は、臨機の措置を行う。また、事故の発生原因・経過及び事故による被害状況等について速やかに甲に報告しなければならない。

13 損害賠償

(1) 乙又は業務従事者が本契約の条項に違反し、若しくは本業務に関して甲の信用を害し或いは業務中に甲又は第三者に損害を与えた時は、乙が損害を賠償しなければならない。

(2) 乙は、業務従事者が本業務に関し、甲の預託した鍵を紛失した場合鍵の変更に伴う全ての修理実費及び鍵の紛失に起因する盗難等の事故による損害を補償するものとする。

14 疑義の決定

本仕様書及び各業務仕様書に定めない事項で本委託業務に関する業務については、受託者として誠実に対処することとする。ただし、その内容に疑義のある場合は、甲と協議のうえ、決定するものとする。

15 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。

(3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

16 問い合わせ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団

草加市高年者福祉センターふれあいの里 小林

電話048-920-6222

給排水設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の電気系統、配管系統等の保守点検と清掃を行う。
また、汚泥処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきマニフ
ェストを作成し適正に処理を行うこと。

2 対象機器一覧

名 称	容 量 ・ 型 番 等
上水受水槽	6 m ³
雑用水受水槽	1 1 m ³
雨水貯留槽	1 6 m ³
貯湯槽	4 m ³
膨張タンク	1 2 0L
上水加圧給水ポンプ	1 3 5L/min×2 4mH
中水加圧給水ポンプ	1 3 0L/min×2 4mH
雨水移送給水ポンプ	3 2 Φ×9 5L/min×6mH
散水ポンプ	4 0 Φ×1 5 0L/min×1 3mH
排水ポンプ	4 0 Φ×8 0L/min×5mH
中水薬液注入装置	
電気式温水発生器	1 5 2KW
温水循環ポンプ 一次側	屋外型・ライン型
温水循環ポンプ 二次側	屋外型・ライン型
温水補給水ポンプ	
給湯循環ポンプ	屋外型・ライン型
F Mバルブ	S-3. 25A/PSV-2/FM20 (ホールタップ)

3 保守点検及び内容

- (1) 上水受水槽 …… 機能点検及び年 1 回水槽清掃
- (2) 雑用水受水槽 …… 年 2 回水槽清掃及び機能点検
- (3) 雨水貯留槽 …… 年 1 回水槽清掃及び点検
- (4) 貯湯槽 …… 年 1 回水槽清掃及び点検
- (5) 膨張タンク …… 年 1 回点検清掃
- (6) 各種ポンプ類 …… 年 2 回外観・総合点検
- (7) 温水発生機 …… 年 1 回機能点検及び清掃
- (8) F Mバルブ …… 年 1 回機能点検、消耗部品交換

4 支払方法

業務完了払い

空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、各設備の自動集中制御装置盤、制御記録装置に関連した保守点検の作業工程表を作成のうえ行うこと。また、作業を行う際には、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

2 対象機器一覧

- (1) 全熱交換器 …… 17台
- (2) 排気ファン …… 4台
- (3) 換気ファン …… 6台
- (4) ACP室内機 …… 54台
- (5) ACP室外機 …… 8台

3 保守点検及び清掃内容

- (1) 配管設備保守点検（冷温水及び各部屋への配管・バルブ類等）
…… 総合点検及び外観点検を各1回
- (2) ダクト設備保守点検（ACP系統空調ダクト等）
…… 総合点検及び外観点検を各1回
- (3) 排気設備保守点検（給排気ファン及びダクト等）
…… 総合点検及び外観点検を各1回
- (4) 各種エアフィルター清掃 …… 年2回
- (5) 冷暖房切り替え …… 年間の冷暖房時に各1回実施
- (6) ヒートポンプ関係保守点検 …… 総合点検及び外観点検を各1回
- (7) 空調室内機分解洗浄（3階脱衣室1・2内のACP-7-1・ACP-7-2）
…… 室内機の分解洗浄を年1回実施
- (8) 冷媒漏えい検査報告 …… フロン抑制法に基づく冷媒漏えい検査及び
報告書の作成

対象機器	点検内容	点検頻度	点検実施者	点検系統
7.5kW以上の冷媒機器	直接法、間接法による冷媒漏えい検査	年1回	有資格者	7系統

4 支払方法

業務完了払い

自動ドア保守点検業務仕様書

1 業務内容

開閉装置機構各部及び付属機器の点検調整業務を行い、自動ドア開閉装置を常に支障なく作動させる。

2 設置台数

自動開閉装置 4 台

3 点検回数及び対応

- (1) 定期保守点検は、技術員を派遣し年 1 回実施とする。
- (2) 点検を通じて機器の維持機能に部品交換を必要とした場合は、速やかに報告する。
- (3) 故障修理の際、緊急を要する場合は直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行う。

4 支払方法

業務完了払い

消防設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

- (1) 自動火災設備保守点検
- (2) 非常用放送設備保守点検
- (3) 消火器具設備保守点検（消火器 3 1 本）
- (4) 誘導灯設備保守点検
- (5) 防排煙設備保守点検
- (6) 自家発電設備保守点検
- (7) 屋内消火栓設備保守点検

2 点検方法

保守点検有資格者（第1種及び第2種）により、法の規定に基づき機能を適正に保守し、非常災害時の対応に万全を期すものとする。

3 点検回数

- (1) 外観点検及び機能点検 …… 年1回実施
- (2) 総合点検 …… 年1回実施

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、防火管理者に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、法に定められた点検報告書に記載し、その都度提出する。

6 点検終了後、速やかに委託者へ点検結果報告書を提出する。

7 委託項目の中での法的手続き及び費用は、全て含むものとする。

8 支払方法

業務完了払い

水質管理業務仕様書

1 業務内容

水道法第4条及び埼玉県公衆浴場法施行条例に基づく水質管理業務。

- | | | |
|------------------|-----------|--------|
| (1) 飲料水 (水道法) | 残留塩素の測定 | 年28回実施 |
| | 水質検査 | 年1回実施 |
| (2) 浴槽用水 (公衆浴場法) | 水質検査 | 年2回実施 |
| | レジオネラ属菌検査 | 年2回実施 |
| (3) 浴槽水 (公衆浴場法) | 水質検査 | 年4回実施 |

2 支払方法

業務完了払い

エレベーター保守点検業務仕様書

1 業務内容

油圧エレベーターの運転機能を常に安全かつ良好の維持するため、計画的に技術員を派遣し、適切な点検とプログラム整備を行い、必要と判断した場合は修理取替を行うこと。（フルメンテナンス契約）

2 対象機器

(1) 乗用昇降機 1台 （積載荷重750kg 定員11人）

3 保守点検

(1) 定期点検

年12回、巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置を行うこと。

(2) 定期整備

① プログラム設備

装置の移動状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。

② 不具合対策

定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。

(3) 定期点検、定期整備の対象

① 機械室関係

ア パワーユニット及びタンク廻り

イ ポンプ及び電動機

ウ 受電機、制御盤、信号機

エ オイルクーラー

オ 漏油回収装置

② 出入口関係

ア 各階インジケーター

イ 各階ドア及びロック装置

ウ 各階押ボタン

③ 乗りかご関係

ア かご廻り各機器及び非常止め装置

イ ドア開閉機構

ウ 運転盤

エ 外部連絡装置

オ 停電灯

④ 昇降機関係

ア ガイドレールプランケット

- イ 油圧ジャッキ装置
- ウ ロープ (チェーン)
- エ 各階ドア
- オ 各リミットスイッチ及び着床装置
- カ テールコード
- キ 緩衝装置
- ク プーリー (スプロケット)
- ケ ガバナロープ

(4) 特別整備

① 定期検査

建築基準法に基づく年1回の定期検査を行うこと。

② 故障対策

24時間出動体制をとり不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

(5) 修理又は取替明細

装置、機器に対し、必要と認めた場合は修理又は取替を行うこと。

① 機械室関係

ア パワーユニット

ニアプリーザーストレーナー・高圧ゴムホース・圧力計・カムスイッチ・作動油・圧力調整バルブ・方向制御バルブ・流量制御バルブ、取替

イ ポンプ及び発動機

巻線替・ベアリング類・オイルシール類・抵抗類、取替

ウ 受電盤・制御盤及び信号盤

計機類・コイル・コンデンサー類・抵抗類・半導体取替・リレースイッチ類、取替

エ 漏油回収装置

油量検出スイッチ・ポンプモーター、取替

② 出入口関係

ハンガーローラー・ハンガーレールシュー関係・ドアクローザー・ドアスイッチ・ドアロック機構・押ボタンスイッチ類・インジケーター用ランプソケット・シニード、取替、修理

③ 乗りかご関係

運転盤関係ソケット及び各スイッチ類・ドアマシン関係・ドアマシン位置スイッチ・ドアハンガーローラー・ハンガーレールシュー関係・ガイドシュー・ガイドローラー・プーリーカーライトの修理、非常停止装置用スイッチ類・光電装置機構部品取替

④ 昇降機関係

テールコード・チェーン・ガバナロープ・スプロケット・各スイッチ類・緩衝機・ベアリング類・シリンダー部・ブランジャー部・グラン部・パッキン及びオイルシール・Oリング類、取替

⑤ その他

一般配線・配管・インターホン、修理、取替

(6) 除外工事

- ① 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、ゴムタイル、シル、その他）の清掃
- ② 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、運転盤カバー、その他）の塗装及びメッキ直し
- ③ 意匠部分（三方枠、乗りかご、ドア、ゴムタイル、シル、その他）の修理及び取替
- ④ 修理取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事

4 緊急停止の復旧

地震・災害等で一時的に停止した場合は、早急に復旧業務を行う。

5 支払方法

業務完了払い

太陽光集熱設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、各装置に関連した機器の保守点検を実施すること。また、作業を行う際には、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

2 点検対象機器一覧

- | | | | |
|----------------------|-----|--------|--------|
| (1) 太陽光集熱器（真空循環型集熱器） | 48台 | 総集熱面積 | 130.8㎡ |
| (2) 蓄熱槽 | 1基 | | 12.0トン |
| (3) 集熱ポンプ | 1台 | 3相200V | 1.5KW |
| (4) 熱交ポンプ | 1台 | 3相200V | 0.75KW |
| (5) ソーラーシステム制御盤 | 1台 | | |

3 点検回数及び対応

- (1) 定期保守点検は年1回とし、技術員を派遣し定期保守点検を行う。
- (2) 点検保守の際の軽微な消耗品等を含み点検すること。
- (3) 太陽光集熱面の清掃を実施すること。

4 支払方法

業務完了払い

太陽光発電設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、各装置に関連した機器の保守点検を実施すること。また、作業を行う際には、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

2 点検対象機器一覧

- | | | |
|----------------|-----------|---------------|
| (1) 太陽電池モジュール | 4. 5 6 KW | 1 式 |
| (2) 接続箱 | 4 回路 | 1 面 |
| (3) パワーコンディショナ | 4. 5 0 KW | 1 面 |
| (4) 表示装置 | | 1 面（1 階受付前設置） |

3 点検回数及び対応

- (1) 定期保守点検は年 2 回とし、技術員を派遣し定期保守点検を行う。
- (2) 点検保守の際の軽微な消耗品等を含み点検すること。
- (3) 太陽電池モジュール面の清掃を実施すること。

4 支払方法

業務完了払い

循環ろ過装置保守点検業務仕様書

1 業務内容

定期的に技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、各装置に関連した機器の保守点検の作業工程表を作成のうえ行うこと。また、作業を行う際には、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

2 対象機器一覧

(1) 浴用ろ過装置 SRP-950MT型

SRP-950MT型用ろ過材：	フェミットS	420L
	下層部支持材	380L
	本体マンホールパッキン	

(2) 薬液注入機点検

(3) 残留塩素計点検

(4) 紫外線殺菌装置点検

(5) 銀イオン殺菌装置点検

(6) イオン電極

(7) 紫外線ランプ

(8) 浴槽配管・ストレーナーの清掃及び保守点検

3 点検回数及び対応

(1) 定期保守点検は年2回とし、技術員を派遣し定期保守点検を行う。

(2) 浴槽配管・ストレーナーの清掃を年2回行う事とする。

(3) イオン電極の交換、紫外線ランプの交換を年1回行う事とする。

(4) 保守点検の際の軽微な消耗品等を含み点検すること。

4 支払方法

業務完了払い

電気給湯器保守点検業務仕様書

1 業務内容

(1) 保守点検対象機種・台数

- ① 貯湯式電気温水器 470L
 - ・ ES-460(9)RM (調理実習室) 1台
- ② 小型電気温水器 40L
 - ・ ES-35DW3BR (大集会室) 1台
- ③ 小型電気温水器 35L
 - ・ REW20C2CN (1～3階男女トイレ) 6台
 - ・ RE12MT2L (医務室) 1台
 - ・ EHPN-H13N1 (1・2階流し台) 2台

(2) 保守範囲

- ① 湯槽内部の清掃
- ② 自動給排水の点検
- ③ 各接続部水漏れ点検
- ④ 電源電圧測定
- ⑤ 電流値測定 (ヒーター抵抗値測定)
- ⑥ ヒーター絶縁値測定
- ⑦ 配線接続部点検
- ⑧ 機能・作動点検

2 実施回数

年1回実施

3 実施時間

委託者の営業時間内。但し、特定場所については委託者の指定する時間に実施するものとする。

4 支払方法

業務完了払い

設備総合保守点検業務委託共通仕様書

1 件名

設備総合保守点検業務委託

2 委託期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

3 委託場所

草加市柿木町1104番地

草加市障害者グループホーム ひまわりの郷

4 支払方法

各業務別の仕様書による

5 適用範囲

本仕様書は、設備保守点検業務に関する共通事項を定めたものであり、業務実施にあたっては、各々の業務内容の項目に従って、業務別に仕様書を定める。各業務別の仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

6 委託内容

- (1) 自家用電気工作物保守点検業務
- (2) 消防設備保守点検業務
- (3) 空調設備保守点検業務
- (4) ガス給湯器保守点検業務
- (5) エレベーター保守点検業務
- (6) 自動ドア保守点検業務

7 用語の定義

- (1) 甲とは、本業務について業務を委託するものをいう。
- (2) 業務責任者とは、本業務について責任を有する乙の職員をいう。
- (3) 業務担当者とは、本業務に従事する乙の職員をいう。
- (4) 業務従事者とは、業務責任者及び業務担当者をいう。

8 乙の服装

- (1) 法令等の遵守受託業務の実施にあたっては、関係諸法及び関係規定等に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって安全に対し、適切な管理を行うこととする。

(2) 信用失墜行為の禁止

乙及び業務従事者は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

9 乙の業務管理

(1) 業務責任者の資格

業務責任者は、受託業務実施現場の管理運営に必要な知識・技能・資格及び経験を有する者とする。

(2) 業務責任者の選任

乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、書面をもって甲の監督職員に届け出て承認を得るものとする。なお、業務責任者が交代した時も同様とすることとする。

(3) 業務責任者の職務

業務責任者は、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務担当者を指揮監督することとする。

(4) 業務担当者の資格

乙は、業務の内容に応じて必要な知識・技能・資格を有する者を業務担当者としなければならない。

(5) 業務担当者の代替要員

乙は、業務担当者が不測の事態により勤務に就けない場合を考慮し、あらかじめ代替要員を確保しておくものとする。

(6) 服装・名札等の着用

乙は、各業務従事者にふさわしい制服を着用させるものとする。

(7) 業務従事者への教育

乙は、その責任と負担において業務従事者に対して業務に必要な教育訓練・研修を実施するものとする。

(8) 業務従事者の健康管理

乙は、業務従事者に健康診断を受診させ、その結果を甲に報告しなくてはならない。

(9) 労災保険の適用

業務従事者に対する労働災害時の労働保険適用は、乙の負担とする。

(10) その他

乙は、業務従事者に対して民法・労働基準法、その他法律等に規定されている事業主、使用者としての全面的な（業務に関する給与、労働条件、健康保険法、労働災害補償等）責任を負うものとする。

10 業務運用

(1) 年間業務予定表及び月次業務実績表の提出

乙は、業務の実施に先立ち、業務と適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務予定表を甲に提出し、甲の承認を得るとともに、当該予定表に基づく月次業務実績表を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。

(2) 業務完了報告書の提出

- ① 乙は、業務終了後直ちに業務実績状況を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。なお、様式については、甲と協議のうえ、別に定める。
- ② 乙は、甲が求めた時は、実施前・実施中・実施後の状況が明確に判断できるようなカラー写真撮影を行い提出しなければならない。

(3) 使用機材の承認

乙は、業務の実施に先立ち使用する機材等について、甲に提示し承認を得なければならない。

(4) 使用機材の点検と管理

乙は、業務に使用する機材等について、常に適切に点検管理し、本業務遂行にあたって支障のないよう注意しなければならない。

(5) 発生材の処理

業務の実施に伴い発生廃棄物及びその他の不用品は、乙の責任において搬出処分する。

(6) 施設内のレイアウト変更により軽微な配線等の変更があった場合は、積極的に協力すること。

(7) 水道・電気等の使用については最小限に止める。

(8) その他の関連業務

乙は、関連業務として以下の業務を行うものとする。

- ① 建築物及び従物・諸設備の微小修繕・調査点検
- ② 監督官庁検査時の連絡調整及び立会い
- ③ 法令等に定められた諸報告及び定期報告書の作成

11 負担区分

(1) 甲の負担

本委託業務に必要な高熱水費については、甲が負担することとする。

(2) 乙の負担

- ① 点検に要する機器器具及び資材等は、乙が負担することとする。
- ② 簡単な処理（コンセント、スイッチ、パッキン等）は、乙が負担する。
- ③ 記録に係る用紙等は、乙が負担することとする。

12 損害予防処置等

(1) 災害及び公害の防止

業務の実施に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理するとともに、下記の事項を守らなければならない。

- ① 第三者及び甲に危害・損害を及ぼしてはならない。
- ② 公害の防止に努めなくてはならない。
- ③ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害及び又は公害の発生の恐れがある場合の処理については、甲の担当職員と協議しなくてはならない。

(2) 事故発生の処置

乙は、事故の早期発見及び予見に努め、各業務上、緊急と認められる時は、臨機の措置を行う。また、事故の発生原因・経過及び事故による被害状況等については速やかに甲に報告しなければならない。

13 損害賠償

- (1) 乙又は業務従事者が本契約の条項に違反し、若しくは本業務に関して甲の信用を害し、或いは業務中に甲又は第三者に損害を与えた時は、乙が損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、業務従事者が本業務に関し、甲の預託した鍵を紛失した場合の変更に伴う全ての修理実費及び鍵の紛失に起因する盗難等の事故による損害を賠償するものとする。

14 疑義の決定

本仕様書及び各業務仕様書に定めない事項で本委託業務に関する業務については、受託者として誠実に対処することとする。ただし、その内容に疑義のある場合は、甲と協議のうえ、決定するものとする。

15 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

16 問い合わせ先

草加市障害者グループホームひまわりの郷 担当：中村

電話 048-932-7161

自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 業務内容

需要設備

受電電圧	3φ3W	6,600V
設備容量	電灯用変圧器	100KVA
	動力用変圧器	30KVA
	進相コンデンサ	16Kvar

2 点検方法

技術員を派遣し、保安規定に規定している電気設備の点検・測定・試験を行う。

3 点検回数

- (1) 月次点検 月6回（偶数月）
- (2) 年次点検 年1回

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、点検報告書に記載し、その都度報告する。

6 支払方法

業務完了支払（年6回払）

消防設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

- (1) 自動火災報知設備保守点検
- (2) 消防機関へ通報する火災報知設備保守点検
- (3) 消火器具設備保守点検
- (4) 誘導灯設備保守点検
- (5) 消火ポンプユニット併設方式自動消火設備保守点検（A棟及びB棟）
- (6) パッケージ型自動消火設備保守点検（C棟）
- (7) 避難設備保守点検

2 点検方法

保守点検有資格者（第1種及び第2種）により、法の規定に基づき機能を適正に保守し、非常火災時の対応に万全を期すものとする。

3 点検回数

- (1) 総合点検（外観点検及び機能点検を含む） 年1回
- (2) 外観点検及び機能点検 年1回

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、法に定められた点検報告書に記載し、その都度報告する。

6 支払方法

業務完了支払（年2回払）

空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) パッケージエアコン（室外機含む）保守点検業務 | 27台 |
| (2) 全熱交換器保守点検業務 | 12台 |
| (3) 天井扇（レンジフードファン6台含む）保守点検業務 | 43台 |
| (4) 給排気グリル保守点検業務 | 19個 |
| (5) 暖房乾燥換気扇保守点検業務 | 9台 |
| (6) ルームエアコン | 6台 |

(A. B. C 棟各2台)

2 点検方法

技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

3 点検回数

各機器点検 年1回

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 各空調機フィルター清掃 | 年1回 |
| (2) 各換気扇フィルター清掃 | 年1回 |

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、点検報告書に記載し、その都度報告する。

6 支払方法

業務完了支払（年1回払）

ガス給湯器保守点検業務仕様書

1 業務内容

- (1) ガス給湯器保守点検業務 19台
- (2) ガス給湯器集合装置保守点検業務 4台

2 点検方法

技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

3 点検回数

各機器点検 年1回

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、点検報告書に記載し、その都度報告する。

6 支払方法

業務完了支払（年1回払）

エレベーター保守点検業務仕様書

1 業務内容

POG契約・遠隔監視

- | | |
|------------------------|----|
| (1) ロープ式エレベーター | 3基 |
| 〔住宅用9人 4.5m/s 2停止〕 | |
| (2) 付加使用・装置 | |
| ① 車椅子兼用 | 3組 |
| ② 火災時管制運転装置 | 3組 |
| ③ P波付地震時管制運転装置（リスタート付） | 3組 |
| ④ 停電時自動着床装置 | 3組 |
| ⑤ オートアナウンス | 3組 |
| ⑥ 自動復旧運転機能 | 3組 |
| ⑦ トスビームドアセンサー | 3組 |

2 点検方法

3ヶ月毎に技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。

3 点検回数

- (1) 機器点検 年4回
- (2) 24時間遠隔監視を行う。

4 事故報告

各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。

5 点検記録の提出

点検事項は、点検報告書に記載し、その都度報告する。

6 支払方法

業務完了支払（年4回払）

自動ドア保守点検業務仕様書

- 1 業務内容
自動ドア保守点検業務 5台
- 2 点検方法
技術員を派遣し、設備の運転状況を確認し、機器等をあらかじめ確認し作業を行うこと。
- 3 点検回数
機器点検 年1回
- 4 事故報告
各設備に異常を発見したときには、速やかに適切な処理を行い、甲に報告すること。
- 5 点検記録の提出
点検事項は、点検報告書に記載し、その都度報告する。
- 6 支払方法
業務完了支払（年1回払）